



## Contents

巻頭言	P1
第51回社会福祉のフロンティア報告	P2
公開セミナー報告	P3
研究例会報告	P4
秋学期研究所活動	P5
既刊図書紹介	P6

## 巻頭言

# 社会保障給付に関する行政の広報・周知

神橋 一彦 (本学法学部教授)

昨年来のコロナ禍の中で、失業や収入減により生活に困窮している人が増加しているところ、「最後は生活保護がある」という政権担当者の国会発言が物議を呼んだこともあり、生活保護の実務に社会的関心が集まっているところである。そのような中で最近、次のようなニュースが報じられた(2021年3月9日NHKウェブサイト)。

“先月、生活保護を申し込むために訪れた女性に対し、横浜市の担当者が誤った説明をしたうえで申請自体を受け付けなかったことがわかり、市は不適切な対応だったとして謝罪しました。支援しているグループや横浜市によりますと、先月、20代の女性が、仕事や住む場所がない状態で横浜市の神奈川区役所を訪れ、生活保護の申請を希望しました。しかし、担当者は、先に住まいを決める必要があるとか女性の所持金が申請できる基準を上回っているなどと誤った説明をしたうえで、申請自体を受け付けなかったということです。女性はその後、東京都内の別の自治体に申請して、生活保護を受けることができたということで、女性と支援グループは、9日、神奈川区役所を訪れて抗議しました。”

このニュースに接して、今から20年ほど前、ある裁判例の解説を執筆したことを思い出した。その事件は、昭和50年代に児童扶養手当制度をめぐる、夫が聴覚障害者である妻が福祉事務所で十分な助言を得ることができなかったため、申請と手当の支給開始が遅れ、その結果、本来得られるべき給付が得られなかったと訴えたものであった(大阪高裁平成5年10月5

日判決・判例地方自治124号50頁〔永井訴訟〕、神橋一彦「児童扶養手当制度に関する国の広報・周知義務」『社会保障判例百選〔第4版〕』(2008年、有斐閣)214頁)。このような問題は、社会保障給付制度のうち、当該給付の開始を申請に対する決定の後からとし、過去には遡及しないとしているもの(非遡及主義)には必然的に生じうる問題(漏給)である。そしてそれに伴い、かかる事態を避けるため、行政は制度の広報・周知につきどのような責務ないし義務を負うかということが議論されてきた。

同じ制度に関する広報・周知といっても、一般的な広報と個別的な窓口における対応とでは事情は異なるが、少なくとも具体性や必要性の強い個別的な対応においては、当該個別事案を正確に把握し、それを踏まえたうえで、申請者に対しては法令や制度について正確に説明する職務上の義務が、担当者(もとより上司も含む。)にあるものと解される。とりわけ必要即応の原則(生活保護法9条)が基本とされる生活保護にあつては、なおさらである。今回の横浜市のような事例において国家賠償請求訴訟を提起した場合、損害をどのようにみるかという問題はあつても、少なくとも、担当公務員の職務上の義務違反の有無が問われるほか、不誠実な対応により保護が得られず、精神的に焦燥の念に駆られたという点(精神的損害)で慰謝料請求の対象となる可能性がある。

いずれにしろ、制度の適切な運用、実施が求められるところである。



## コロナ禍における家族生活の危機——真に求められる支援は何か

三浦 萌華 (本研究所事務局)

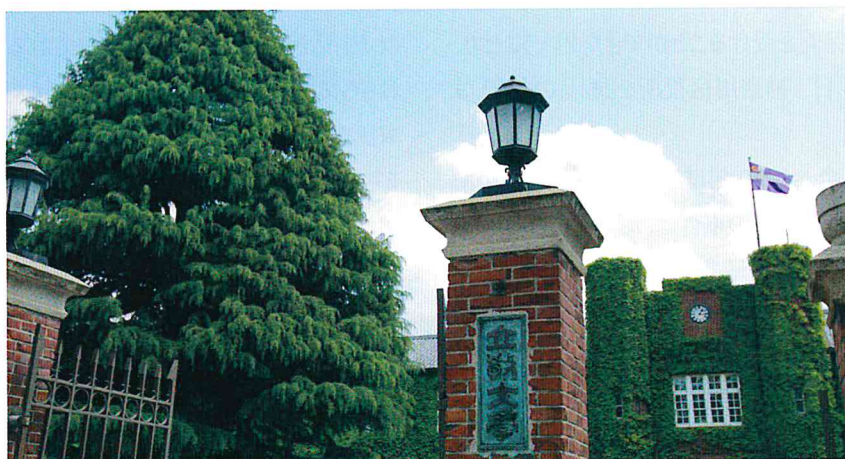
例年であれば、「社会福祉のフロンティア」と題した講演会は、春学期と秋学期にそれぞれ1回ずつ開催されてきましたが、2020年度はコロナ禍でのさまざまな対応に迫られ、秋学期に1回のみ、オンラインでの開催となりました。二回目の緊急事態宣言下で行われたその第51回社会福祉のフロンティアは、コロナ禍で浮き彫りになった社会的弱者—とりわけひとり親家庭をテーマに、長年、当事者としてシングルマザーの支援を続けてこられた赤石千衣子さんを講師にお迎えしました。

赤石さんが理事長を務めている認定NPO法人「しんぐるまざあず・ふぉーらむ」では、相談、就労支援、セミナー、情報発信、子育て支援など多岐にわたってひとり親家族の支援をされていますが、特にコロナ禍におけるこの一年は、食糧支援「だいじょうぶだよプロジェクト」に力を入れているとのことでした。このプロジェクトでは、運送会社と協力して、お米やお肉、野菜、お菓子などの食糧を、2万を超える世帯に届けているそうです。また、化粧品会社とも提携していて、お母さんのためにメイク用品を送ったこともあるそうです。子どものためだけでなく、お母さん自身も大事にしてほしいという思いが伝わって、喜びの声がたくさん届いたとのことでした。

一方で、2020年4月から5月にかけてメール相談が急増し、明日食べるものもないというような生活の危機を訴えるものが、これまでに1,500件近く寄せられているということもわかりました。コロナ禍において、ひとり親家庭が苦しい状況に置かれているということは話に聞いてわかっているつもりでしたが、「子どもたちも私も、今、1日1食になりました」、「自分のご飯は2日に一度にしている」という悲痛なアンケートの回答があったことをご紹介いただいたとき、その深刻さに身につまされる思いがしました。

このような食糧支援のほかにも、緊急小口資金やひとり親世帯への臨時給付金等の案内、取り次ぎなどをしながら、シングルマザーの調査プロジェクトが始動したこともご紹介いただきました。コロナによって雇用や収入にどの程度影響があったかや収入減による食事への影響、さらには給付金等の申請時における行政窓口の対応にハラスメントと感ずることがあったかなど、毎月の社会状況に合わせた質問項目を盛り込んで広く生活状況を聞き取るアンケートを継続的に実施されており、回答からひとり親家庭の切実な状況が浮き彫りになっているようすがわかりました。また、コロナ禍においてオンライン事業が増加したことに伴って、デジタル化に乗り遅れないためのスキル支援として「私耀く」というプログラムも開催しておられ、IT関連資格を取得し仕事につなげるという、このコロナの時代だからこそその職業支援事業も展開されているとのことでした。

赤石さんには、1時間半にわたり「真に求められる支援は何か」を念頭にコロナ禍におけるひとり親家庭の状況をお話いただきましたが、継続的な給付金等や職業支援に対する国からの援助はもちろんのこと、わたしたちひとりひとりが、さまざまな面で、ひとつの行為がどのように影響するのかということを考え、誰も排除しないようなあり方を想像する力が求められていると感じました。依然としてコロナ終息の兆しは見えませんが、ひとり親家庭の苦しい状況もすぐに改善することは難しいかもしれませんが、想像力を持って、自分にできる支援は何かを考えて行動に移していきたいと感じる講演会でした。大変お忙しい身でありながら、長時間にわたりご講演くださった赤石さんには、この場を借りてあらためてお礼申し上げます。





## DV被害者への「母子同時並行プログラム」実践セミナー報告

### セミナー講師を担当して

波田 あい子 (佐賀県嬉野市 女性・子ども・家庭支援センター元所長)

私が社福研のセミナー講師をお受けした時は、未だコロナ・フリーの状況でした。2020年、いざセミナー開始の頃になると大学キャンパスに学生すら集まれず、社会人対象のセミナーどころではなくなっていました。この社福研セミナーを7年間続けてきた私の企画・仕事のまとめの機会としたいという心づもりは、すっかり、揺らいでしまったわけです。あきらめかけていた時、事務局の三浦萌華さんから“お手伝いしますから、やりましょうよ”と声を掛けられ、今回の初体験オンライン・セミナーが実現できたというわけです。三浦さん、そして奥村理央さんには心より御礼を申し上げます。

1990年代初頭、かつて被害当事者であった仲間と共にDVシェルター支援を始めたころ、2001年にDV防止法が成立するまでの諸活動、そして郷里に帰り、主にDV相談・支援のセンターを嬉野市から任された10年間。その10年のなかの7年間、私がかつとも力を注いできた仕事が今回のセミナーの主題、「DV被害者への母子同時並行プログラム」でした。日本ではまだ実践例が少なく、耳慣れないテーマであったと思いますが立教大学社福研主催ということもあってか、北は札幌、南は宮崎から30名近い受講申し込みがありオンラインというツールの大きさを思ったものです。

90分、3回にわたるセミナーのそれぞれの主題は以下の通りでした。

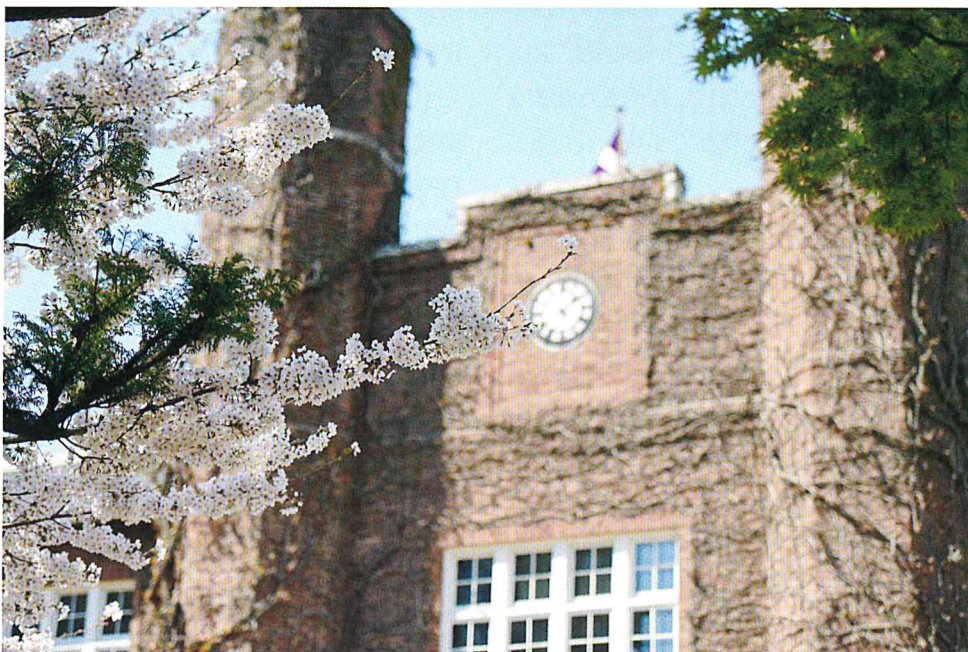
第1回「DV被害者への相談・支援のケースワーク」

第2回「DVトラウマ・ケアとしての母子同時並行プログラムの実践」

第3回「子どもたちの傷つきと回復—子どもプログラムの実際—」

1回目はドメスティックバイオレンスという永く潜在してきた問題の表面化から法制定までを紹介、そして、被害者支援のケースワークの大切さに重点を置いて話を進めました。2回目は、母親(女性)グループのプログラム内容をできるだけ現場の様子が伝わる努力、例えば事例提示、参加者のことば、ワークの中身などを示していきました。3回目は、それこそ母親(女性)グループと同時間に同じ建物の中で行なわれていた幼児グループのプログラムの実際を詳しく解説していきました。

どれくらい視聴して下さった皆様にこのプログラムが伝わったか、なかなか測れないところであります。私の実践経験から言えば、このプログラムの有効性は大きいものです。確かに、必要な人材とお金の面ではかなり大掛かりになるプログラムですが、近い将来(コロナ終息後)にはなんらかの形で普及していくであろう実践だと信じています。できれば立教大学社会福祉研究所において、国内いくつかの母子同時並行実践グループ紹介のセミナー企画が取り上げられることになれば、と夢想したりです。





## 乳房再建は何をもたらすのか ——乳がん経験者の語りから

菅森 朝子 (本学社会学研究科博士課程後期課程)

2020年10月10日にオンライン開催された「2020年度第1回研究例会」にて研究報告の機会をいただき、「乳房再建は何をもたらすのか——乳がん経験者の語りから」をテーマに報告をしました。

乳がんは、日本の女性の9人に1人が罹患する身近な病気です。近年のがん医療では患者のQOLが重視されるようになりましたが、乳がん医療においては乳がん患者のQOLを維持する方法として乳房再建手術が普及しています。2006年には自家組織による乳房再建手術、2013年～2014年には人工乳房による乳房再建手術が保険適用の対象になりました。

報告では、はじめに乳房再建手術が行われる背景に「乳房は女性性の象徴」という乳房に付与された社会・文化的な意味があることを確認しました。乳房再建手術の概要を紹介し、乳房再建は当事者に何をもたらすのかについて、乳がん経験者の語りを分析した結果を報告しました。乳房再建の選択肢を得ることによって、乳房の喪失感をもたずに済んだことがよかったと語られました。乳房再建手術をめぐるのは、乳房再建手術を受けた人から乳房再建手術をまだ受けていない人に向けて経験談を伝えるだけでなく、再建乳房を見る／触ることによる伝達が活発に行われていることがわかりました。その中で、病院で見る症例写真で示されるような「完璧な」乳房ではなく、「完璧ではない」実際の乳房が伝えられていました。乳房再建の経験がもたらす「他者」との出会いに開かれることで、乳がんになった自分、新しい乳房を受け入れることを可能にしていました。無論のこと、乳房再建手術を受けない人もいます。乳房再建手術を受けない人においては、乳房再建の選択肢をもつことで、乳房をただ失うのではなく「再建しない選択」をした上で乳がん手術を受けることを可能にしていました。

参加いただいた方からは、乳房再建手術の地域格差が発生するのはなぜなのか、乳がん検診に関して自治体ごとの違いはあるのか、乳房再建の経験の共有について海外の状況はどうか、美容整形を受けるときと乳房再建を受けるときメンタリティの共通点と差異は何か、乳房再建に関してパートナーとの関係性はどのように語られているのか、などさまざまな角度からのコメントやご質問をいただきました。中には私がまだ十分に調査しきれていない内容もありました。貴重な示唆を得て、今後の調査研究につなげていきたいと思えます。参加いただいた方々に改めて感謝を申し上げます。

## 就学援助制度における 自治体の参照行動

関根 未来 (本学経済学研究科博士課程後期課程)

2020年10月にオンラインで開催された研究例会において、「就学援助制度における自治体の参照行動」という題目で報告させていただいた。本研究では、自治体の裁量権が大きい就学援助制度について、政策決定に際して自治体が近隣の自治体の政策水準を参照しているのか、空間計量経済学的手法を用いて検証した。

就学援助制度とは、貧困家庭に対し市町村が支援を行うシステムで、学校教育法で市町村での実施が定められている。2018年時点で、就学援助受給者は137万人で公立小中学生全体のうち14.72%が受給している。援助対象は、生活保護を受けているか必要な状態の小中学生(要保護者)と要保護者に準ずる小中学生(準要保護者)で、137万人のうち126万人は準要保護者である。要保護者への援助には二分の一国庫補助があるが、準要保護者への援助は市町村が一般財源で行っている。また、準要保護者の認定基準や給付額等は全て自治体に裁量権がある。

就学援助制度は主として地方単独事業であるため、先行研究では財政力による地域差が指摘されている。本研究では、財政力以外にヤードスティック競争の理論的背景から、自治体間の政策に関係性が生じている可能性があるとして、就学援助制度の水準を決定する要因のひとつとして、他の自治体の政策水準を参照していると仮定して分析を行った。分析では、参照先を隣接自治体とし、2018年度のクロスセクションデータで一般化空間的二段階最小二乗法を用いた。アウトカム変数には全市町村の就学援助制度の認定基準の種類の数・給付額(小学生学用品費)、説明変数には隣接ウェイトを乗じた参照先となる隣接自治体の認定基準の種類の数・給付額を用いた。また、人口や財政力などの地域特性はコントロールして分析した。なお、隣接がない自治体、人口データに欠損が多い東日本大震災被災中心地は除いた。

分析の結果、認定基準の種類の数・給付額ともに正に有意な影響があることが示された。つまり、自治体は就学援助の認定基準の種類の数、給付額について、隣接自治体の政策を参照している可能性がある。就学援助制度は一般財源化されたが、自治体間である程度「横」を見て政策が行われている。

今回はクロスセクションデータでの分析にとどまり、試論的であった。今後、データを補強してパネルデータ化していく。また、影響の有無のみならず、影響の大きさについても検討していきたい。



## 2020年度秋学期 活動報告

### 社会福祉のフロンティア

◆ 2021年2月26日 開催

#### 第51回 社会福祉のフロンティア

「コロナ禍における家族生活の危機

——真に求められる支援は何か」

講師：赤石千衣子氏（しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事長）

### 社会福祉セミナー

「『エミール』をめぐる連続講演会」（全4回）

第1回 2021年1月30日 オンライン開催

講師：吉岡知哉氏（本学名誉教授、日本学生支援機構理事長）

第2回 2021年3月13日 オンライン開催

講師：桑瀬章二郎氏（本学文学部教授）

（今後の予定）

第3回 2021年5月29日 オンライン開催

講師：坂倉裕治氏（早稲田大学教育学部教授）

第4回 2021年7月31日 オンライン開催

講師：吉岡知哉氏（本学名誉教授、日本学生支援機構理事長）

### 2020年度公開セミナー

「DV被害者への『母子同時並行プログラム』  
実践セミナー」（全3回）

講師：波田あい子氏（佐賀県嬉野市 女性・子ども・家庭  
支援センター元所長）

第1回 2020年10月31日 オンライン開催

「DV被害者への相談・支援のケースワーク」

第2回 2020年11月14日 オンライン開催

「DVトラウマ・ケアとしての母子同時並行プログラムの実践」

第3回 2020年11月28日 オンライン開催

「子どもたちの傷つきと回復—子どもプログラムの実際—」

### 研究例会

◆ 第1回 2020年10月10日 オンライン開催

「乳がん再建は何をもたらすのか  
——乳がん経験者の語りから」

報告者：菅森朝子（本研究所研究員）

「就学助成制度における自治体の参照行動」

報告者：関根未来（本研究所研究員）

### GF研(ジェンダー・ファミリー研究会)

2020年11月より、毎月第3水曜日にオンラインで開催（11月18日、12月16日、1月20日、2月17日、3月17日）

※2020年4月～10月までは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止



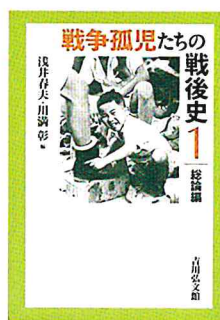


## 既刊図書紹介



### じぶんで考え、じぶんで話せる 子どもを育てる哲学レッスン 〈増補版〉

2021年2月25日、河出書房新社  
河野哲也所員の著書



### 戦争孤児たちの戦後史 1

2020年8月1日、吉川弘文館  
酒本知美特任研究員が「戦争孤児問題  
年表」を担当



### 戦争孤児たちの戦後史 3

2021年2月17日、吉川弘文館  
酒本知美特任研究員が第3章を担当



### 精神科病院と地域支援者をつなぐ みんなの退院促進プログラム 実施マニュアル&戦略ガイドライン

2021年1月21日、ミネルヴァ書房  
酒本知美特任研究員の共著



### 子ども家庭福祉 ——子ども・家庭・社会をどう とらえるか

2020年12月1日、生活書院  
菅野禎子特任研究員が第5章を担当



### これからの「共生社会」を考える

2020年11月15日、福村出版  
杉浦浩美特任研究員が第1章5節と第  
6章5節を担当

## 編集後記

一年前の51号の立教社会福祉ニュースの編集後記にも、「世界中がCOVID-19対策に追われる中で進められました」と書きました。今号の53号につきましても、同様の状況と言わざるをえません。2020年度の研究活動については、例年通りというわけにはいかない点もありましたが、オンライン開催という新しい形を活用することによって、多くの企画を実施することができました。「社会福祉のフロンティア」では、赤石千衣子氏に「コロナ禍における家族生活の危機」という、急を要するテーマでご講演いただきました。また、波田あい子氏に講師をご担当いただきました「DV被害者への『母子同時並行プログラム』実践セミナー」は、オンライン開催ということもあり、日本中からの参加がある盛況だったそうです。研究例会では、菅森朝子研究員および関根未来研究員にご報告をいただきました。社会福祉セミナーも、来年度にかけて、オンライン開催を継続中です。こうした新しい形を含めて、2021年度も充実した研究活動がなされることを祈念します。(前田)



立教社会福祉ニュース 第53号 2021年4月20日発行

〒171-8501

東京都豊島区西池袋3-34-1 立教大学社会福祉研究所

Tel 03-3985-2663 Fax 03-3985-0279

E-mail r-fukushi@rikkyo.ac.jp HP <https://www.rikkyo.ac.jp/research/laboratory/ISW/>

発行責任者：野呂 芳明 (社会福祉研究所所長) 編集：前田、三浦 制作・印刷：(有)サムクイック